

○財務省告示第七十三号
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省
令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成
二十三年四月二十七日に発行した政府短期証券の
発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十三年五月十二日

財務大臣 野田 佳彦

一 名称及び記号 国庫短期証券（第百八十九回）

二 発行の根拠の法律及びその条項
財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七條第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九條第一項並びに特別會計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三條第一項、第九十四條第二項、第九十五條第一項、第三百三十六條第一項及び第三百七十七條第一項

三 振替法の適用等
社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法
価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であつて、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第I非

十 十

発行行
発行格
発行争

平成二十三年四月二十七日

額面金額百円につき九十九円九

口

国債市場

十七銭二厘七毛につき九十九円九

特別参加

非償還

十二

償還期限

平成二十三年八月一日

ただし償還期が銀行休業日に

償還金額

償還金を支払う。その翌営業日に

十三

元金支払額

日本銀行額百円につき百円

十四

場所参加

財務大臣から通知を受けた者

十五

者入札

平成二十三年四月二十七日

十六

払込期日

の記載又は記録は、最低額面金

額の整数倍の金額によるものと

する。額の記載又は記録は、最低額面金

の記載又は記録は、最低額面金

の記載又は記録は、最低額面金

の記載又は記録は、最低額面金

の記載又は記録は、最低額面金